

限度額認定証の申請をおすすめします

限度額 認定証とは？

市役所や全国健康保険協会・健保組合であらかじめ「限度額適用認定証」の手続きをしておけば、**入院医療費の病院窓口支払額が一定金額まで軽減される制度**です。

※**当院入院中に限り、限度額認定証の情報がオンラインで確認できます。その際は、同意書の記入が必要となりますので、西館1階医事課(入院係)までお問い合わせ下さい。**

手続きの方法

入院に合わせて早めに手続きをとり、東館1階・初診受付(①番窓口)にご提出ください。入院した月内にご提出いただけない場合は、適用開始が遅れることもあります。

※以下の手続きはマイナ保険証を使用する事で手続き可能です。

適応期間

手続きをされた月の1日から有効となります

手続き

- 国民健康保険の方…………… 市役所等の国民健康保険窓口
- 全国健康保険協会…………… 全国健康保険協会各支部
- 健康保険組合 共済組合等 …… 勤務先の総務課等

その他

- 一度手続きをすれば、一連の入院または1年を限度に有効です。
- 手続きができなかった場合でも、従来の「高額医療費払戻し制度」または「高額医療費貸付制度」を使用することが可能です。

70歳未満の方

高額療養費制度の自己負担限度額(1か月)	
対象者	自己負担限度額
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
イ 標準報酬月額 53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
ウ 標準報酬月額 28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円
オ 低所得者 住民税非課税	35,400円

70歳以上の方

高額療養費制度の自己負担限度額(1か月)	
対象者	自己負担限度額
現役並み所得者	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	57,600円
低所得者II	24,600円
低所得者I	15,000円

※医療費の支払いが困難な方やご心配な方はお早めにご相談ください。

具体的な相談に応じていますので、東館1階・初診受付(①番窓口)まで、お気軽にお申し出ください。